

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年 8 月12日

【会社名】 株式会社ピクセラ

【英訳名】 PIXELA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤岡 浩

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

【電話番号】 (06) 6633 - 3500 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 池本 敬太

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

【電話番号】 (06) 6633 - 3500 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 池本 敬太

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】

その他の者に対する割当	
第7回新株予約権	15,200,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	1,015,200,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年8月4日付で提出した第7回新株予約権に係る有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項があったこと及び平成28年8月12日に第35期第3四半期報告書を提出したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

5 第三者割当後の大株主の状況

6 大規模な第三者割当の必要性

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【新規発行による手取金の使途】

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

具体的な使途	金額	支出予定時期
LTE搭載ゲートウェイ開発費	55.15百万円	平成28年8月～平成29年10月
テレビ/VOD字幕翻訳システム開発費	41.1百万円	平成28年8月～平成29年10月
VRライブ配信システム開発費	26.1百万円	平成28年8月～平成29年9月
AI機能付き4K映像受信システム開発費	132.5百万円	平成28年8月～平成30年7月
カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	78.3百万円	平成28年8月～平成30年2月
音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	91.35百万円	平成28年8月～平成30年2月
IoTビッグデータ分析サーバー開発費	65.25百万円	平成28年8月～平成30年2月
TVチューナー搭載STB等製造に係る運転資金	508百万円	平成28年12月～平成29年4月

(注) 1. 2. <略>

3. 平成28年8月4日開催の取締役会において、本新株予約権と合わせて別件新株予約権の発行についても決議しております。別件新株予約権に係る手取金の使途は以下のとおりであります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
LTE搭載ゲートウェイ開発費	55.15百万円	平成28年9月～平成29年10月
テレビ/VOD字幕翻訳システム開発費	41.1百万円	平成28年9月～平成29年10月
VRライブ配信システム開発費	26.1百万円	平成28年9月～平成29年9月
AI機能付き4K映像受信システム開発費	132.5百万円	平成28年9月～平成30年7月
カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	78.3百万円	平成28年9月～平成30年2月
音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	91.35百万円	平成28年9月～平成30年2月
IoTビッグデータ分析サーバー開発費	65.25百万円	平成28年9月～平成30年2月
TVチューナー搭載STB製造に係る運転資金	508百万円	平成28年12月～平成29年4月

<以下略>

(訂正後)

具体的な用途	金額	支出予定時期
LTE搭載ゲートウェイ開発費	62.6百万円	平成28年8月～平成29年10月
テレビ/VOD字幕翻訳システム開発費	41.1百万円	平成28年8月～平成29年10月
VRライブ配信システム開発費	26.1百万円	平成28年8月～平成29年9月
AI機能付き4K映像受信システム開発費	132.5百万円	平成28年8月～平成30年7月
カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	78.3百万円	平成28年8月～平成30年2月
音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	91.35百万円	平成28年8月～平成30年2月
IoTビッグデータ分析サーバー開発費	65.25百万円	平成28年8月～平成30年2月
TVチューナー搭載STB等製造に係る運転資金	508百万円	平成28年12月～平成29年4月

(注) 1. 2. <略>

3. 平成28年8月4日開催の取締役会において、本新株予約権と合わせて別件新株予約権の発行についても決議しております。別件新株予約権に係る手取金の用途は以下のとおりであります。

具体的な用途	金額	支出予定時期
LTE搭載ゲートウェイ開発費	47.7百万円	平成28年9月～平成29年10月
テレビ/VOD字幕翻訳システム開発費	41.1百万円	平成28年9月～平成29年10月
VRライブ配信システム開発費	26.1百万円	平成28年9月～平成29年9月
AI機能付き4K映像受信システム開発費	132.5百万円	平成28年9月～平成30年7月
カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	78.3百万円	平成28年9月～平成30年2月
音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	91.35百万円	平成28年9月～平成30年2月
IoTビッグデータ分析サーバー開発費	65.25百万円	平成28年9月～平成30年2月
TVチューナー搭載STB製造に係る運転資金	508百万円	平成28年12月～平成29年4月

<以下略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(訂正前)

本新株予約権の行使により発行される株式数は10,000,000株(議決権の数は100,000個)となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数25,798,981株(議決権の数は256,790個)に対して38.76%(議決権の総数に対する割合は38.94%)の割合で希薄化が生じることとなります。

また、本新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)及び別件新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)を合わせた株式数は20,000,000株(議決権の数は200,000個)となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数254,798,981株(議決権の数は2546,790個)に対して77.5280.65%(議決権の総数に対する割合は77.8881.04%)の割合で希薄化が生じることとなります。

<以下略>

(訂正後)

本新株予約権の行使により発行される株式数は10,000,000株(議決権の数は100,000個)となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数25,798,981株(議決権の数は256,790個)に対して38.76%(議決権の総数に対する割合は38.94%)の割合で希薄化が生じることとなります。

また、本新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)及び別件新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)を合わせた株式数は20,000,000株(議決権の数は200,000個)となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数25,798,981株(議決権の数は256,790個)に対して77.52%(議決権の総数に対する割合は77.88%)の割合で希薄化が生じることとなります。

<以下略>

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

本新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	2,030,100	7.91%	12,030,100	33.72%
藤岡 浩	大阪府富田林市	2,538,381	9.89%	2,538,381	7.11%
田中 良和	京都市伏見区	888,000	3.46%	888,000	2.49%
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	3.12%	800,000	2.24%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番1号	650,000	2.53%	650,000	1.82%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	630,700	2.46%	630,700	1.77%
株式会社エス・エス・デイ	大阪府富田林市藤沢台6丁目24番22号	475,000	1.85%	475,000	1.33%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	382,100	1.49%	382,100	1.07%
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	256,600	1.00%	256,600	0.72%
畑 隆夫	京都市西京区	157,700	0.61%	157,700	0.44%
計		7,808,581	34.30%	18,808,581	52.72%

(注) <略>

本新株予約権及び別件新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	2,030,100	7.91%	22,030,100	48.23%
藤岡 浩	大阪府富田林市	2,538,381	9.89%	2,538,381	5.56%
田中 良和	京都市伏見区	888,000	3.46%	888,000	1.94%
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	3.12%	800,000	1.75%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番1号	650,000	2.53%	650,000	1.42%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	630,700	2.46%	630,700	1.38%
株式会社エス・エス・デイ	大阪府富田林市藤沢台6丁目24番22号	475,000	1.85%	475,000	1.04%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	382,100	1.49%	382,100	0.84%
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	256,600	1.00%	256,600	0.56%
畑 隆夫	京都市西京区	157,700	0.61%	157,700	0.35%
計		7,808,581	34.30%	28,808,581	63.07%

(注) <略>

(訂正後)

本新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
O a kキャピタル 株式会社	東京都港区赤坂八丁目 10番24号	2,030,100	7.91%	22,030,100	48.23%
藤岡 浩	大阪府富田林市	2,538,381	9.89%	2,538,381	5.56%
田中 良和	京都市伏見区	888,000	3.46%	888,000	1.94%
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	3.12%	800,000	1.75%
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日本橋茅 場町1丁目14番1号	650,000	2.53%	650,000	1.42%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1 丁目14番1号	630,700	2.46%	630,700	1.38%
株式会社エス・エ ス・ディ	大阪府富田林市藤沢台 6丁目24番22号	475,000	1.85%	475,000	1.04%
株式会社S B I証 券	東京都港区六本木1丁 目6番1号	382,100	1.49%	382,100	0.84%
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	256,600	1.00%	256,600	0.56%
畑 隆夫	京都市西京区	157,700	0.61%	157,700	0.35%
計		8,808,581	34.30%	28,808,581	63.07%

(注) <略>

本新株予約権及び別件新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
O a kキャピタル 株式会社	東京都港区赤坂八丁目 10番24号	2,030,100	7.91%	22,030,100	48.23%
藤岡 浩	大阪府富田林市	2,538,381	9.89%	2,538,381	5.56%
田中 良和	京都市伏見区	888,000	3.46%	888,000	1.94%
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	3.12%	800,000	1.75%
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日本橋茅 場町1丁目14番1号	650,000	2.53%	650,000	1.42%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1 丁目14番1号	630,700	2.46%	630,700	1.38%
株式会社エス・エ ス・ディ	大阪府富田林市藤沢台 6丁目24番22号	475,000	1.85%	475,000	1.04%
株式会社S B I証 券	東京都港区六本木1丁 目6番1号	382,100	1.49%	382,100	0.84%
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	256,600	1.00%	256,600	0.56%
畑 隆夫	京都市西京区	157,700	0.61%	157,700	0.35%
計		8,808,581	34.30%	28,808,581	63.07%

(注) <略>

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

（訂正前）

<前略>

しかしながら、当社取締役会の判断として、今回の資金調達は、～ <中略> ～ 判断いたしました。その一方で、本新株予約権及び別件新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、による今回の資金調達のスキームは、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

<後略>

（訂正後）

<前略>

しかしながら、当社取締役会の判断として、今回の資金調達、～ <中略> ～ 判断いたしました。その一方で、本新株予約権及び別件新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、(削除)本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

<後略>

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

（訂正前）

<前略>

その結果、平成28年8月4日付で野城大介氏（弁護士法人きっかわ総合法律事務所）及び社外監査役2名（河崎達夫氏および野垣浩氏）から当社の取締役会に対して、

資金調達の方法に関して、将来における対象会社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の維持・向上させるためには、必要な資金を調達することで、財務体質を改善・強化して、市場縮小に苦しむ既存事業の維持・改善を図りつつ、定評のある技術開発力を生かして新規事業を含めた成長戦略および事業戦略を推進し、安定収益を確保して収益力を高め、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる状況を脱却し、対象会社の信用を回復すること、が不可欠であること、
資金調達の方法に関して、～ <中略> ～

～ を総合的に勘案した結果、本新株式及び本新株予約権の発行に関して、資金調達の必要性、調達方法及び発行条件の相当性は認められると判断する旨の意見書を受領いたしました。

<後略>

（訂正後）

<前略>

その結果、平成28年8月4日付で野城大介氏（弁護士法人きっかわ総合法律事務所）及び社外監査役2名（河崎達夫氏および野垣浩氏）から当社の取締役会に対して、

資金調達の必要性に関して、将来における対象会社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の維持・向上させるためには、必要な資金を調達することで、財務体質を改善・強化して、市場縮小に苦しむ既存事業の維持・改善を図りつつ、定評のある技術開発力を生かして新規事業を含めた成長戦略および事業戦略を推進し、安定収益を確保して収益力を高め、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる状況を脱却し、対象会社の信用を回復すること、が不可欠であること、
資金調達の方法に関して、～ <中略> ～

～ を総合的に勘案した結果、(削除)本新株予約権の発行に関して、資金調達の必要性、調達方法及び発行条件の相当性は認められると判断する旨の意見書を受領いたしました。

<後略>

第三部 【追完情報】

(訂正前)

1. 資本金の増減

<略>

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第34期)及び四半期報告書(第35期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年8月4日)までの間において重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

<中略>

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度においては債務超過は解消したものの、4期連続の営業損失を計上しました。さらに当第2四半期連結累計期間においては1億93百万円の営業損失を計上し、当第3四半期連結累計期間についても営業損失が拡大する見込みとなっております。よって、引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループでは、当該状況を解消すべく新規事業の収益化への注力や固定費の削減などの施策を実施しておりますが、本有価証券届出書提出日現在においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

3. 最近の業績の概要

<後略>

(訂正後)

1. 資本金の増減

<略>

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第34期)及び四半期報告書(第35期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年8月4日)までの間において重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

<中略>

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度においては債務超過は解消したものの、4期連続の営業損失を計上しました。さらに当第3四半期連結累計期間においては3億23百万円の営業損失を計上し、3億87百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失となりました。よって、引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループでは、当該状況を解消すべく新規事業の収益化への注力や固定費の削減などの施策を実施しておりますが、本有価証券届出書提出日現在においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

「3. 最近の業績の概要」の全文を削除

第四部 【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	平成27年12月22日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第34期)	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	平成28年1月6日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第35期第2四半期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日	平成28年5月13日 近畿財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	事業年度 (第35期第2四半期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日	平成28年5月20日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	平成27年12月22日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第34期)	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	平成28年1月6日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第35期第3四半期)	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月12日 近畿財務局長に提出

（削除）

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月12日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明彦 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 光弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年10月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において債務超過は解消したものの、4期連続の営業損失を計上した。さらに当第3四半期連結累計期間においては3億23百万円の営業損失を計上し、3億87百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失となり、引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。
なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年7月29日に、第6回新株予約権の行使により新株の発行が行われ、会社の資本金及び資本準備金が増加している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年8月4日開催の取締役会において、第三者割当による第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。